

下関市告示第 1 4 3 号
令和 6 年 3 月 2 6 日

公募型プロポーザルを施行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市標準準拠システム（国民年金・国民健康保険）導入運用業務

2 業務の内容

国が定める標準仕様に準拠するシステムへ移行する必要があるため、国民年金・国民健康保険システムをガバメントクラウド等にアプリケーションの構築・データ移行等を行い、供用開始後はシステムの維持管理を行う。

3 業務期間

契約締結日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日

4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者の満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録があること
- (4) 下関市に対する税金を滞納していないこと
- (5) 平成 3 1 年 4 月 1 日以降に人口 2 5 万人以上の自治体において、基幹業務

システムの導入業務または運用保守業務の実績を複数有すること

5 参加方法

「下関市標準準拠システム（国民年金・国民健康保険）導入運用業務事業者
選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）のとおり

6 参加申請期間

令和6年3月26日（火）から令和6年4月5日（金）17時まで

7 プロポーザルスケジュール

実施要領のとおり